

内務省衛生局雑誌の内容

谷津三雄

厚生省医務局編・医制百年史（昭和五十一年刊）の年表によると、明治二年二月十二日、政府相良知安らの進言によりドイツ医学の採用を決定す。同年十二月十五日大学校を大学とし開成学校を「大学南校」とし医学校「大学東校」と改称。明治三年十月二十五日大学に皇漢医道御用掛を設置。明治四年七月十八日大学を廃し文部省を設置、同年十一月十二日、長与専齋、岩倉特使の随員とし欧米の医事制度調査のため出発、明治五年二月十一日文部省に医務課を設置、明治六年三月四日、長与専齋欧米の医事制度調査から帰国、三月二十三日、文部省医務課を医務局に昇格、六月十三日、長与専齋医務局長となる。十一月十日、内務省を設置、十二月二十七日、医制の稿が成り太政官に医制施行方を上申。明治七年三月二日、医制施行につき太政官に伺う。三月七日左院、医制は三府にて徐々に施行方及び各

地方については当分見合わせる旨を決議、三月十二日、太政官より医制を三府にて先以って実施すべき旨を許可。

八月十八日、医制（七十六条）を東京、京都、大阪の三府に布達し、これが、わが国の近代的衛生行政度の濫觴である。八月二十三日、医務取締（医制七条）設置を東京府に布達、明治八年一月二十三日、陸軍軍医条例を制定、二月十日医術開業試験（医制三十七条）の施行について三府に布達、五月十四日、医制を改正。医制（五十五条）を三府に布達、六月二十八日、衛生行政事務を文部省より内務省に移管、七月四日、内務省に第七局を設置し衛生事務を所管、七月十七日、第七局を衛生局と改称し、庶務、製菓、売薬、種痘、出納の五課を置く。十二月二十五日、菓舗、開業試験の施行につき東京、大阪、二府に布達。四月二十七日、衛生局雑誌を発行。これが、わが国最初の衛生行政雑誌である。

演者らが蔵するこの内務省衛生局雑誌は第一号（明治九年四月二十七日発行）から第三十七号（明治十五年六月二十五日発行）までであるが、このうち第一号から第十号（明治十年十月）までの計十冊を資料とし、記載されている内容から、

わが国における近代医学の播らん時代をふりかえってみた

所を中心に報告する。

い。

第一号…明治九年四月二十七日発行二十ページ

第二号…明治九年七月六日発行三十五ページ

第三号…明治九年九月二十三日発行三十五ページ

第四号…明治九年十一月九日発行三十六ページ

第五号…明治九年十二月十四日発行二十八ページ

第六号…明治十年四月二十日発行三十八ページ

第七号…明治十年五月二日発行三十二ページ

第八号…明治十年六月二十九日発行三十六ページ

第九号…明治十年七月十一日発行三十五ページ

第十号…明治十年十月発行十三ページ

で定期刊行書ではなかったようであり、また第十号には発刊日の記載もみられない。

特に第四号には「明治八年四月ヨリ同九年六月迄開業免状ヲ授与セル医師人名」が記されているが、この人名がおそらく医制にもとづく最初の医師人名と思われる。また、第八号には「明治九年六月ヨリ十年二月マデ開業免状を授与セル医師人名」が記されている。これら医師とその診療